

第 21 回高知県屋外広告物審議会

議 案 書

令和 7 年 2 月 7 日



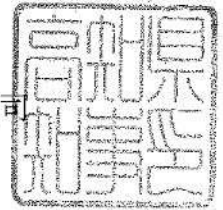
6 高都計第 519 号

高知県屋外広告物審議会長 様

高知県屋外広告物条例第 50 条第 2 項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

令和 7 年 1 月 24 日

高知県知事 濱田 省司



記

1 自動車専用道路における禁止地域等の指定の追加について

- ・都市施設として定められた道路のうち、南国芸芸線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

2 自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について

- ・都市施設として定められた道路のうち、南国芸芸線（予定地を含む。）から側方へ 500 メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

自動車専用道路における禁止地域等の指定の追加について

高知県屋外広告物条例（平成 8 年高知県条例第 5 号）第 3 条第 13 号及び第 22 号に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

【追加する区域】

都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

（参考）禁止地域等の追加に関する新旧対照表

○高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定（抜粋）

新		旧	
1 条例第 3 条各号に掲げる区域(禁止地域等)		1 条例第 3 条各号に掲げる区域(禁止地域等)	
該当の号	区域	該当の号	区域
第 13 号 第 22 号	都市施設として定められた道路のうち、浦戸東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ 100 メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）	第 13 号 第 22 号	都市施設として定められた道路のうち、浦戸東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ 100 メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）		中村宿毛道路の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）		都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域で、 <u>高知龍馬空港インターチェンジ</u> から芸西西インターチェンジまでの区域（展望可能なものに限る。）		都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ 100 メートル以内の区域で、 <u>香南のいちインターチェンジ</u> から芸西西インターチェンジまでの区域（展望可能なものに限る。）

自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第5条第7号に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

【追加する区域】

都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線から側方へ500メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

（参考）許可地域等の追加に関する新旧対照表

○高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定（抜粋）

新		旧	
2 条例第5条各号に掲げる区域(許可地域等)		2 条例第5条各号に掲げる区域(許可地域等)	
該当の号	区域	該当の号	区域
第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）	第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）		都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから平田インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）		中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから平田インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）		阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、 <u>高知龍馬空港インターチェンジ</u> から芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）		都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、 <u>香南のいちインターチェンジ</u> から芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）		条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）